

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 福島県議定会定例会を招集する件 三
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件二件 三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件十一件 三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 一般競争入札を行う件四件 三
- 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 三

### 告示

#### 福島県告示第百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第一項の規定により、福島県議定会定例会を令和三年二月十二日福島市に招集する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄  
（総務課）

#### 福島県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年一月二十九日から同年五月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日  
令和二年十二月十四日
- 五 届出をした者  
仙台ターミナルビル株式会社  
（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

#### 福島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年一月二十九日から同年五月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名  
（変更前）株式会社中合  
代表取締役 黒崎 浩一

福島県福島市栄町五番一号

(変更後) 株式会社いちい

代表取締役社長 伊藤 信弘

福島県福島市さくら一丁目二番地の一

株式会社福島まちづくりセンター

代表取締役社長 小林 勇一

福島県福島市大町四番十五号

三 変更した年月日

令和二年十二月十五日

四 届出年月日

令和三年一月六日

五 届出をした者

株式会社エスケーワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月二十九日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ながぬまショッピングパーク 福島県須賀川市志茂字六角六五番地

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年一月二十九日から同年二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂一三九番二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
- 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字真名畑字丹後四、六の二、一〇、一一、一七の一、四六の一、四八、五〇の一、五四の一、五四の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡下郷町大字高降字霧ヶ窪甲二八五八の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

**福島県告示第百二十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南会津郡下郷町大字高隣字大戸山甲二八六〇の一
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

**福島県告示第百二十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 岩瀬郡天栄村大字田良尾字家ノ上四の二
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

**福島県告示第百二十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- いわき市四倉町字栗木作一三八の三
- 二 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

**福島県告示第百二十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字双ブ山の一
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字更目木七〇の二、字大向山一の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
岩瀬郡天栄村大字田良尾字坂ノ上八八の口
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、天栄村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（森林保全課）

**福島県告示第百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市西勝田字つじ山六から一一まで、三七
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市西勝田字堀米八一七、八一八

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
二本松市上長折字下館一二九の二

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、二本松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び二本松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市三和町下市萱字新田一七三の二

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町宮沢字高平一七六六の五一、一七六六の五二、一七六七の二
  - 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
  - 三 変更後の指定施業要件  
    - (一) 立木の伐採の方法  
      - (1) 主伐は、択伐による。
      - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町宮沢字高平一七六六の五一、一七六六の五二、一七六七の二
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件  
  - (一) 立木の伐採の方法  
    - (1) 主伐は、択伐による。
    - (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

福島県知事 内堀 雅雄

変更前 敷地の幅員 延 長

公 告

路線名	区 間	変更後 の 変更前	(メートル)	(メートル)
一般国道 三九九号	いわき市小川町上小川 字中戸渡三七番一六地 先から 双葉郡川内村大字下川 内字バク五〇一番一地 先まで	変更後 B 一・一〇〇 四〇・〇	A 五・〇〇 三六・〇 一・一〇〇 四〇・〇	一、六九二・八 一、二〇〇・〇 一、二〇〇・〇

(道路計画課)

**公告第16号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年1月29日

福島県知事 内堀雅雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 中型バス 2台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年8月31日（火）
- (4) 納入場所 福島県立富岡支援学校

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年2月25日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年2月25日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において令和3年1月29日（金）から同年2月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月9日（火）午後5時までに必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年2月9日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年3月16日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日（月）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分  
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その  
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110  
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Two mid-size buses
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 16 March 2021
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 15 March 2021
  - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

## 公告第17号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと  
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を  
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第  
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年1月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 空港用プラウ除雪車 1台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 令和4年3月31日（木）
  - (4) 納入場所 福島県福島空港事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要  
な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該  
当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開  
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ  
と。
  - (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日  
までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこ  
と。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が  
あり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申



請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年2月25日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年2月25日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年1月29日(金)から同年2月25日(木)まで(土曜日、日曜日及び同年2月11日並びに同月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月8日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年2月8日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年3月22日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日(金)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Airport Snow Plow 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 22 March 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 19 March 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima

960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

**公告第18号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年1月29日

福島県知事 内 堀 雅 雄

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車2（2.6m級） 1台

イ ロータリ除雪車3（2.6m級） 2台

ウ 凍結防止剤散布車1（3t級） 1台

## (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

## (3) 納入期限

ア 令和4年1月24日（月）

イ 令和4年1月24日（月）

ウ 令和4年1月24日（月）

## (4) 納入場所

ア 福島県県北建設事務所吾妻土湯道路管理所（福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字朴木平甲2963番地の9）

イ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）

ウ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）

## (5) 最初の契約に係る入札の公告日 令和2年10月20日（火）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

## (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

## (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

## (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年2月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年2月24日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年1月29日（金）から同年2月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙27枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月9日（火）午後5時までに

必着で請求すること。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年2月9日(火)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 1の(1)のアに掲げる物品等 令和3年3月11日(木)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- イ 1の(1)のイに掲げる物品等 令和3年3月11日(木)午後2時 福島県出納局入札用度課
- ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 令和3年3月11日(木)午後2時30分 福島県出納局入札用度課
- (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年3月10日(水)午後5時まで必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① Rotary Snow Plow2 (2.6m class) 1 unit
- ② Rotary Snow Plow3 (2.6m class) 2 units
- ③ Chemical Spreading Vehicle1 (3t class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
- ① 1:30 p.m., 11 March 2021
- ② 2:00 p.m., 11 March 2021
- ③ 2:30 p.m., 11 March 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 10 March 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

#### 公告第19号

W T Oに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年1月29日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 コピー用紙 A 4 （2,500枚入） 予定数量 28,000箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年2月24日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年2月24日（水）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年1月29日（金）から同年2月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日並びに同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年2月8日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年2月8日（月）午後1時10分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年3月12日（金）午前11時00分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示  
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。  
なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、  
支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数がある  
ときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を  
加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた  
金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である  
かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載  
すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を  
行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦  
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320  
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の  
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
  - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased: A4Size Copy  
Paper (2,500 Sheets) 28,000 Cases
  - (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 12 March 2021
  - (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 11 March 2021
  - (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima  
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

## 公告第1号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける大型提示装置及びスクリーンの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年1月29日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
大型提示装置及びスクリーン 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県教育庁高校教育課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 契約金額  
金133,824,350円
- 6 落札を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年11月13日

（高校教育課）